

家事向に付委任状を渡すとハ聞ぬ事ながら若や岩手県の仕来なるやと重次郎に問たれハ右様なる事ハ有間敷尤部理代人とか總理代人とか云ふものあれ共夫ハ入らぬと父君か仰ありたれハ代人の義にハ非ぬならんと答る故然らハ實際家事を取扱人の事を仰越れたる哉と思ひ共四方や其義にハ有間敷と考らる其故ハ今更申も愚かなれ共御隠居の御相談ありし時に幸か不幸か私ハ当地に居る身と成たれハ当主となりても別段父君に安樂させ申事叶はすと申たれハ何家の事ハ是迄通り父君にて御世話を下るゝか門札さえ書換へよしと仰故夫なら何時にも当主となり申すへし御隠居被遊へしと申したれハなり父君の御取計なれハ何事も私にて聊か異存無之只重次郎ハ御氣に叶ひ私の代りに何ぞの御益に立かしと夫を祈るのみ私今年下れハ万事都合よろしかりしに休暇中縁合セの相談の時に差支ある人多かりけれハ尚一月忙しき最中頗合したる私か君等の不都合もの知た事てないと云れぬ義理奉公の身の果なさ何時も自分の勝手に尽らぬものから來年下る事に決定したる事兼て申上たる通なれば此段ハ不悪思召被下たし扱此度の御尋ハ代人の義なれハ私に心当たりの人無之重次郎さえ極れハ同人を代人に立らるれと未だ其義に至らねハ可然人を御見立被下たし且書式等も可有之けれハ為御知被下たし總て此後とも別段私に御相談に及はす宜に御取計被下て私に異存之なく御苦勞の儀にて恐多けれ共何卒右の如く願ひ奉る

123 明治14年8月2日 菊池長閑宛

家事ハ誰に委任する欵との御尋に付委任状を遣て誰そ代人と立置事なるや将日々家業を営む人を極る事なるやと迷て考たるに

明十四

八月四日

父君

武夫

皆にもよろしく

手紙の書様の悪い所よりか御機嫌を損する事体あるやに承り
及甚た込れりたる義と存す筆紙ハ兎角言語の如く参らぬに私如
きハ殊に書様の足ハぬ勝るれハ宜く勘弁を加て御覽被下たし